平成２５年（フ）第１７号
群馬県利根郡片品村大字須賀川279番地２
村営住宅Ｃ棟３号
債務者　吉野　武美
１　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
群馬県太田市安良岡町1461番地１　レジデンスＮＢ206号、前住所栃木県足利市末広町25番地３
債務者　仁木　久恵
１　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２４３号
愛知県稲沢市国府宮３丁目14番15―303号
債務者　山出　祐子
１　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１４５３号
京都市伏見区桃山町大島38番地の２　桃山南団地５棟503号
債務者　森　　新吾
１　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７７４号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地５棟406号
債務者　ふじい建設こと　藤井　隆雄
１　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
香川県小豆郡小豆島町片城甲603番地７
債務者　稲木　貴史
１　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３５４号
千葉県柏市東２丁目４番23号
債務者　大谷　千尋（旧姓染谷）
１　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３２９号
仙台市泉区七北田字町65番地の１　フルールＳＴ302
債務者　高橋　良子（旧姓小野）
１　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２２３号
神戸市垂水区西舞子２丁目９番42―401号、従前の住所神戸市西区竜が岡２丁目１番地の６　レオパレス杉205号
債務者　園田　　綾
１　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６０号
神戸市北区ひよどり台１丁目３番地135棟102号
債務者　深川　泰宏
１　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６５号
兵庫県三木市別所町朝日ヶ丘１番地の141
県営住宅１―112号、従前の住所兵庫県三木市大村41番地の５　ジュネス・ロジュマン205号
債務者　十河　一彦
１　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６８号
神戸市須磨区車字古川1328番地の１　メゾンドルミエール妙法寺202号
債務者　中濱　光弘
１　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６５号
神戸市長田区大塚町７丁目１番10号１Ｆ、従前の住所神戸市長田区明泉寺町２丁目１番17―402号
債務者　守本組こと　守本　幸江
１　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０９号
神戸市垂水区清玄町36番地の１　ディアス塩屋山手Ｂ棟201号、従前の住所神戸市須磨区横尾９丁目２番地　４号棟507号
債務者　田中　龍三
１　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２２号
神戸市兵庫区中道通３丁目３番６号　大塚クリーンビル202号室
債務者　髙橋　和美
１　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２７号
神戸市長田区久保町４丁目５番７号　浅井ビル301号
債務者　田中　夏子（旧姓南川）
１　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部